

清代文書行政における内閣の政治的機能について

——日本・琉球関係檔案を素材として——

黨 武 彦

はじめに

報告者はさきに、東京大学史料編纂所が推進する海外前近代日本関係史料収集事業における二〇〇〇～二〇〇二年の調査に際して北京の中国第一歴史檔案館で収集した軍機処檔案を題材に、その文書行政上の位置づけを明らかにし、檔案史料論の展開を試みた⁽¹⁾。また、清代檔案の多くの部分を占めながら、十分に史料として活用されていない内閣檔案、および内閣制度自体についての研究の必要性に言及した。

清代の内閣については、日本においては宮崎市定の古典的研究以来、近年の上井恒毅の研究にいたるまで正面から論じられることはなかった⁽²⁾。

宮崎の研究は、清朝の内閣を制度史的に明らかにしつつ、その繙譯機能に注目して清朝の性格の本質にせまろうとするもので、議論の有効性は発表後半世紀以上たった現在でもまったく衰えていない。中国では、近年において、高翔等による清代内閣制度に注目した研究が目立つようになっている⁽³⁾。そこでは特に軍機処との関係が積極的に論じられ、軍機処成立後の内閣の形骸化という従来の理解に対する再検討が行われている。

本稿では、以上の研究成果を参照しつつ、上記史料編纂所事業の二〇

〇四年の調査時に台北の中央研究院において収集した内閣大庫檔案を来歴とする内閣関係の檔案史料を題材に、近年に至るまで注目されることが少なかった清代の内閣制度を、檔案史料論の中において位置づけると同時に、清代における内閣の政治的機能について考察する。

1. 清代の内閣制度の展開

(1) 順治(一六四四～一六六二)～康熙(一六六二～一七二二)の内閣
清朝は、天聰三(一六二九)年に置いた文館⁽⁴⁾を、天聰十年に内三院に改めた。この機関の機能や位置づけは、明代に最初に大学士がおかれた際の内閣になぞらえることができるもので、もっぱら皇帝の秘書機関としての機能を持つものであった。

この内三院は入関前は制度的な権能は強くなかった。入関後、摂政王ドルゴンの満洲人内部での主導権確立と、彼に内三院大学士として起用された漢人の動きが目立つ⁽⁵⁾。またこの時期「票擬」(後述)に与るようになるが、その範囲は「官民奏聞之事」に限定され、「用人行政」には及ばなかった。しかし秘書機関であることから皇帝の権力増大と比例して、その権能が増していくこととなる。

当時、清朝の枢機に關与していたのは滿州人親貴からなる議政処⁽⁶⁾であった。初期清朝の権力抗争は、皇帝とこの議政処によって行われるが、皇帝が権力抗争の主導権を得るために利用したのが、明制であり、また内閣であった。

明の皇帝独裁システムは、清朝皇帝の主導権奪取にまことに都合よい制度であり、これを取り入れることは議政王大臣を掣肘するに最適なものであった。順治帝は十五年に内三院を明制の象徴でもあった内閣に改め、皇帝権の強化を図った。

しかし、抗争はなお継続した。順治帝は、「自親政以来、紀綱法度、用人行政、不能仰法太祖太宗謨烈。漸習漢俗。因循悠忽。苟且目前。於淳樸舊制、日有更張⁽⁷⁾」という遺詔をいわば書かされ、順治帝死後に皇位を継承した幼少の康熙帝を輔政するという形で、オバイ等の滿州人親貴が力を持ち、再び内閣は内三院となった。この際、従来明制を承けて五品であった漢人大学士の品級が正二品となり、六部尚書と同格となった。

康熙八年、康熙帝が親貴たちとの抗争に打ち勝ち、親政をおこなうに至って、翌康熙九年、内閣が再び設置され、以後清末の廃止まで継続することとなる。また、明末には行われなくなっていた「御門聴政」(内廷と外朝の境界である乾清門(地図⁽⁸⁾)に皇帝が臨御し、列席した諸臣の上奏を自ら処理する。巡幸先でも同様)を復活し、この際、各衙門の奏事が終わる堂官が退出した後、内閣大学士・内閣学士は留まり、「折本」(後述の内閣の「票擬」の内容に皇帝が同意できない場合、内容を記した票簽の角を折り、原本とともに内閣にさし戻すこと)の事宜について面奏して旨を請うことになっていた。

康熙帝は滿州人もこの内閣制のなかに滿大学士という形で取り込み、あくまでも皇帝の輔政機関の中に位置づけようとした。康熙帝は内閣が「宰相」であることは否定したが、内閣制度自体は、明の宣德帝時代の

「條旨」に起源をもち、正統帝時代に確立した「票擬」権を有した。明代、洪武帝は宰相を廃して六部を直轄し、万機を実際に決する体制を作ったが、次第に複雑化する文書行政に皇帝一人で対応することは現実には困難となり、永楽帝は顧問として内閣をおいた。その後、明代の比較的勤勉とはいえない皇帝が続く中、文書の決裁自体も内閣が原案を作るようになった。それが「票擬」である。この票擬制度の内容については次節にて詳述する。

明の万曆帝治世初期の主席大学士であった張居正のように帝師として人格的に皇帝を掣肘できる立場にあれば、絶大なる権限を有することができる。順治・康熙両皇帝は、明代皇帝とはことなり、上奏文を内閣の票擬の前に閱しており、すでにその時点で主導権はとっていたが、康熙帝はこれに加えて、票擬権をさらに空洞化させるために二つの方法をとった。一つは奏摺であり、⁽⁹⁾二つめは南書房である。奏摺は政策諸決定における情報を独自に握り、内閣の票擬に対して独立した判断を下すためのプラグマティックな手段であり、南書房は、制度の外見を裏で支える統治理念にかかわる政治思想を形成する役割になった。ここでは漢人知識人が用いられた。

また、清朝の皇帝政治の特徴は、宦官を排除したところにもある。黄宗義は明代の内閣とその文書制度について絶対⁽¹⁰⁾に用いるべきでないとし、その理由として宦官が実質的宰相となり、大権を有することになったことをあげる。⁽¹¹⁾清朝は西太后に仕えた李連英の例にみえるように、宦官の介入を制度的に阻止したとはいえないが、各皇帝の意志により、宦官の政治介入はほとんど無かったと言えよう。

(2) 雍正(一七三三―三五)―乾隆(一七三六―九五)期の内閣政策決定という局面に関わる雍正帝の特徴的な政治手法は、一つは康

熙帝の手法を継承し、さらに本格化させた奏摺政治であり、もう一つは奏摺と大きく関わる軍機処の設置である。この設置に関わる動きについては前稿で述べたので省略するが、ここでも政治的主導権争いが制度確立の裏にあり、雍正帝の「政敵」は皇位継承争いをした親族のみではなく、制度化されていく明制的な官僚機構であり、文書システムからいえば内閣での票擬の過程、あるいは掲帖・副本などにより、決定権や情報⁽¹²⁾が皇帝に一元化されていない状況であった。雍正帝は奏摺提出権を持つ官僚の範囲を拡大し、人格的関係性を各官僚と結んでいくとした。

従来の研究で不明なのは、軍機処ができる以前の雍正帝の奏摺の扱い方である。地方官の場合は、従来の理解のように、雍正帝との基本的には一対一のやりとりにおいて、報告・提案、指示・命令が行われており、他の機関が介入する余地は無い。では御史も含む中央官庁の奏摺はどのようなにあつかわれたのか。これらの奏摺には「該部議奏」等の硃批が与えられることが多いが、奏摺提出者本人がこのような指示を直接実行できるものではないから、何らかの介入機関があつたことが当然想定され、奏事処がその任に当たつたと考えるのが妥当である。⁽¹³⁾

⁽¹⁴⁾雍正八年四月、軍機処の成立の時期、内閣大学士の品秩は正一品となつた。六部尚書・都察院左都御史の従一品より上位となり、実質的に最高位に位置づけられることになった。乾隆十三年には「朕思うに内閣は六卿の首に居る。滿漢大學士、應に定員あり、方めて體制に合う」という意向により、内閣大学士の定員が制度化され、同時に、雍正帝の初期から特定の尚書に内閣大学士を協理させる形で定員外の内閣大学士を、協辦大学士として官制のなかに正規化した。これらの動きは、依然として内閣が重要な機関であつたことを示すと同時に、皇帝の秘書から官僚のトップという性格自体の変更をあとづけるものであつたと言えよう。

乾隆帝は、奏摺制度と、すでに一般行政までを処理する機関と位置づけた軍機処の制度とを巧みにシステム化し、中央・地方を含めた主要な政策決定を軍機処で行う形の制度にした。乾隆二十四年に軍機処章京となつた王昶が「内は六部・卿寺および九門提督・内務府太監の敬事房、外は十五省、東北奉天・吉林・黒龍江將軍所屬、西南至伊犁・葉爾羌將軍・辦事大臣所屬、四裔屬國、事あれば總彙せざる無し」と表現したように、帝国のほとんどすべての問題に関わることになる。

軍機処のシステム化の中で、内閣という機関それ自体は確かに重要政策の決定という資源を失っていくことになるが、「一年部本転多至六七千道」という部本（後述）だけで一日平均二十通の題本を処理し、さらに通本（後述）に至っては繙譯作業も行わなければならなかつたので、膨大な事務量をこなさなければならず、決して形骸化したわけではない。人事面についても、軍機大臣中に内閣大学士が存在しない年は無く、また、軍機章京はその多くが内閣中書からの任命であつた。内閣中書は満七十八人・蒙十六人・漢三十人・漢軍八人という大人数からなり、内閣の各部署に分属して、繙譯や票擬の原案作成、詔勅の撰擬、内閣大学士が代表者となる奏稿作成等の職務にあたつたが、繙譯を除けば職務自体の性質も軍機処と重複しており、文書処理能力を重視する軍機処章京勤務の適性をみるためには、格好の官員のプール地であり、翰林とは別の出世コースを形成した。また、多くの満洲人を官員として雇用し能力をみる場としても機能していたと言えよう。

(3) 十九世紀の内閣

乾隆帝の個人的力量とそれに自発的に応じようとした官僚たちにより、皇帝独裁体制は制度上かなりの程度の完成をみた。それゆえにそれに続く皇帝達は過酷な政治闘争を経ることなく、その制度を享受することが

できた。しかし、あくまでも人治を理想とする、人格的支配であるがゆえに、制度の規則に則った運用のみでは現実の動きには対応できなくなっていた。一方中央官僚たちも皇帝の旨意を待つのみで、主体的な判断を避けるようになったといわれる⁽¹⁸⁾。

さらにアヘン戦争以降の欧州列強の進出という事態が生じた後、危機に対応するため、すでに清朝を守るべき正統と認識していた漢人科挙官僚（特に翰林出身）たちの力が用いられ、盛んに地方官に起用されるようになり、総督・巡撫の地方での裁量権が次第に増していった⁽¹⁹⁾。

咸豊十一年（一八六一）年、総理衙門が成立し、外交・洋務に関わる事柄を管轄するようになると、その部分に関わる軍機処・内閣の権限は縮小していった⁽²⁰⁾。光緒二十七年（一九〇一）年八月、李鴻章の建議により、題本によっていた事項もすべて奏摺によることとし、一部の慶賀の文書をのぞき、題本は廃止されることとなった⁽²¹⁾。つまりここで清初より営々と行われてきた、満・漢の繙譯業務がほとんど無くなったことになる。

中国化した清朝の文化的帰結であったのか、清末の漢人主導権獲得の政治的帰結か、いずれの見方でもできるかもしれない。西太后の死後、宣統（一九一一年）年、既存の内閣・軍機処を廃する形で設置された責任内閣制は、さして実力もない満州人親貴に傾斜した、バランスを欠く構成をとるものであった。

以上本節では清初から清末に至る内閣制度の変遷を概述した。以上2節では文書行政制度における内閣制度を考察し、関係史料を提示する。

2. 内閣を中心とした文書行政システム

（一）内閣の職務と機構（乾隆・嘉慶期の完成形）

前節で述べたように、内閣の組織は時期により変遷があったが、まず乾隆・嘉慶期の制度完成期の職務と機構を簡述しておく。

内閣の職掌は、以下の通りである。1. 宣布絲綸、つまり皇帝の詔令の起草、2. 本章の処理、後述の票擬に関わる題本の処理、3. 典札・祭祀の籌辦、4. 書籍編纂・文書の保存、実録・会典の編纂、題本等の文書の保存にあたる。

内閣の官員は、以下の通りである。

・内閣大学士（満2人・漢2人 正一品、漢人は進士・翰林、三殿三閣）

・協辦大学士（満1人・漢1人 従一品、乾隆十三年定員化）

・内閣学士（満6人・漢4人 従二品、典籍庁にて勤務）

・内閣侍読学士（満4人・蒙2人・漢2人 従四品）

・内閣侍読（満10人・蒙2人・漢2人・漢軍2人 正六品）

・内閣典籍（満2人・漢2人・漢2人 正七品）

・内閣中書（満70人・蒙16人・漢30人・漢軍8人 従七品）

内閣の内部機関は、典籍庁（事務中枢。南・北二庁に分かれる）、満本房・漢本房・蒙古房（それぞれの言語の繙譯業務）、満票簽処・漢票簽処（票擬の草稿作成）、稽察房（後述）、収発紅本処（紅本の収発）、飯銀庫、副本庫、批本処（唯一内廷にあり、紅本が作成される）、からなる。それぞれの部署の位置関係は巻末地図を参照されたい。

なお、内閣には軍機処とは異なり、「供事」とよばれる書吏が存在していた⁽²⁴⁾。「供事」自体はそれに任ずるに当たり試験が課せられ、定額制度化されていたが、額外の書吏の実態は不明である。また、職務としては文書の管理等を行っていたと考えられるが、これも不明な点が多い。その政治的な比重なども含め、今後の検討課題としたい。

（二）内閣による上奏文の処理

清朝の内閣を通じて行われる文書の処理は、明制を引き継いだ本章と

よばれる題本・奏本が中心となる。

規定上は、題本は、公事・大事において、奏本は、私事・小事において使用すると定められていた。雍正三年四月の裁可を得た礼部の奏により、督撫將軍提督總兵の題奏事件について、会典の定例に言及して、現状の題本と奏本の混乱を指摘し、あらためて「錢糧、刑名兵馬、及地方民務所關公事」については有印題本を用い、「其本身事件」については印を用いない奏本によること、違式は通政使が調査摘発することが提案され、裁可を得ている。⁽²⁵⁾しかし、乾隆四年七月、督撫等への雍正帝の御製文集頒賜の謝恩に題本を用いるか、奏本を用いるかで督撫によって判断がわかれるなど、不明確な部分が残っていた。⁽²⁶⁾結局、乾隆十三年、「内閣・通政使が公私の名に借りて、その手を上下する」との弊を指摘され、従来奏本を用いていたものはすべて題本を用いることとし、会典に載せることも指示された。⁽²⁷⁾このころはすでに下賜の謝恩には奏摺が用いられており、奏摺のシステム化によりすでに奏本の意味が無くなっていた。ただ、奏本が全くなかったわけではなく、琉球国王の奏本はこれ以降の時代にも見ることができ、また、南越国王の奏本について、乾隆三十六年の実録の記事にみえるので、外藩の奏本は残っている。⁽²⁸⁾さて、題本の移動過程を簡単に図式化すると、以下ようになる。中央官と地方官の場合で皇帝にいたるまでの手続きが異なる。「」内は内閣の機構中の文書移動である。⁽³⁰⁾

・中央官↓内閣「漢票簽処」↓漢票簽処↓侍読校閱↓大学士審査↓満・漢票簽処」↓内奏事処↓皇帝
・地方官↓通政使↓内閣「漢本房」↓満本房↓漢票簽処↓大学士↓満・漢票簽処」↓内奏事処↓皇帝

六部・都察院・各寺等の中央行政機関の題本は「部本」と呼ばれ、内閣における票擬ののち、直接内奏事処を通じて皇帝に至る。総督・巡撫等の地方行政機関の題本は「通本」と呼ばれ、通政使を経由し、内閣に送られる。通本は漢語の本文とその要約であるやはり漢語の「貼黃」のみであったから、内閣の漢本房と満本房において「貼黃」部分の繙譯が行われる。「部本」は各機関において全文の満洲語・漢語を備えているため内閣において繙譯をおこなう必要はない。なお各中央機関の繙譯作業は筆帖式とよばれる官員（七品・九品）が行い、満洲人がその任にあたった。

皇帝の批閱を得た題本は、部本・通本とも共通で、その処理過程は、

・皇帝↓内奏事処↓内閣「批本処」↓満翰林中書・漢学士紅本作成↓収發紅本処」↓六科↓収發紅本処↓紅本庫

となる。この批本処の過程で、満洲人翰林中書と漢人内閣学士の手により、題本本体に朱筆でより票擬の結果が書き込まれる。この処理を経た題本を「紅本」と呼んだ。六科はここでは、題本を票擬の結果などに応じて各行政機関に抄出して伝達する役割をもち、年末において処理済みの題本を回収して紅本庫に保管する。

前節において既に述べたように、内閣の政治的資源の源泉は元来票擬にあった。明代に始まったこの制度は、上奏された題本の内閣内での処理過程であらかじめ内閣が皇帝の判断の原案を「票簽」という形で添付するものである。票擬は長さ約七寸寛約三寸七分の紙上に書かれ、本文内に夾んで上呈される。票擬には二・四の複数の場合もあり、「双簽」「三簽」「四簽」と呼び皇帝が一つを選択判断する。一つの場合は「單簽」と呼ぶ。もちろん皇帝（ないしは明代の司礼太監のごとき皇帝に代わる

存在⁽³²⁾は内閣の判断に反対することができ、最終決定権を握っているのであるが、内閣がかなりの部分において政策決定の実質を担っていたと考えられる。清初において内三院導入を助けた漢人が票擬権にこだわったのも実権の確保に狙いがあったのだろう。

清代においては右の文書の流れの中においては、漢票簽処・満票簽処がその票擬作成の役割を担い、それぞれ漢文・満文の票擬起草した。その職務には漢・満の中書があたった。ただ、特に奏摺制度の確立以降は題本は規格化が進み、内容においても新規の提案がなされることは少ない。したがって、票擬の原案ならびにその説明書である「説帖」については形式化、マニュアル化されていたと考えられる。その論拠となるのは、『部本簽式』、『通本簽式』、『各部院簽式』(各々鈔本・東大東文研蔵)等の一種の票擬の事例集の存在である。⁽³³⁾(論文末図版3・4)

また漢票簽処は、軍機処から内閣へ「交」の処理が行われることになった奏摺についての抄録と檔冊(外紀檔)の作成を行った。奏摺制度においても、単なる事務処理であるとも評価しうるが、軍機処と他の中央官庁を結ぶ結節点として機能していたことを見て取れよう。

(3) 内閣と他の行政機関間の文書処理

内閣の主要機能はその成立の過程から考えても上述のように皇帝への上奏文の処理であることは間違えない。ただ、制度・機構がシステム化すると、他の行政機構の結節点ないしは情報蓄積点となる機能も備えるに至る。

二〇〇四年度調査時に収集した、中央研究院歴史語言研究所傅斯年圖書館内閣大庫檔案中の「移会」文書はその一事例となる文書群である。以下三十八件が収集史料のリストである。

〈琉球・日本関係、内閣稽察房・内閣典籍庁移会文書リスト〉

- ① 乾隆十三年正月初一日 礼部儀制司→典籍庁移会(琉球表文・奏本の繙譯依頼関連、正印あり)
- ② 乾隆十六年九月十九日 戸部→稽察房移会(附件：行在戸部が准けた九月十四日内閣奉上諭、琉球進貢使遭難關係、満文あり)
- ③ 乾隆十七年四月初四日 礼部→稽察房移会(附件：礼部奏摺、琉球国使節滞在館舎の警備兵派遣依頼關係、満文あり)
- ④ 乾隆三十二年閏七月十五日 戸部→稽察房移会(附件：閏七月初四日奉硃批の福建巡撫壯有恭奏摺、琉球進貢使の在閩滞在費動用存公銀關係、満文あり)
- ⑤ 乾隆五十二年九月十九日 工部→稽察房移会(附件：九月初六日奉硃批の福建巡撫徐嗣曾奏摺、琉球漂流民關係)
- ⑥ 乾隆五十四年十一月 礼部→稽察房移会(附件：福康安奏摺、日本人漂流民關係。満文あり)(《図版1》)
- ⑦ 嘉慶四年正月初七日 礼部→典籍庁移会(附件：礼部奏摺、乾隆帝遺詔の外藩への頒布関連)
- ⑧ 嘉慶八年四月 翰林院→稽察房咨文(琉球冊封使趙文楷事竣ならびに丁憂守制奏摺等の知照)
- ⑨ 嘉慶十年七月 国史館→典籍庁移付(国史纂修において琉球等諸国承襲世次等の確認のため表章を国史館派員に領収させることを要求)
- ⑩ 嘉慶十二年十一月 礼部→稽察房移会(附件：十一月初一日奉硃批の浙江巡撫清奏摺、琉球国貢使楊克敦病故關係)
- ⑪ 嘉慶十四年二月三十日 礼部→典籍庁移会(附件：礼部奏摺、琉球謝恩使關係)
- ⑫ 嘉慶十五年十二月 礼部→稽察房移会(附件：十二月初一日奉硃批の福建巡撫張師誠奏摺、琉球漂流民關係)

- ⑬ 嘉慶十六年三月 兵部↓稽察房移会（二月二十七日奉硃批の閩浙總督汪志伊奏摺、琉球・日本漂流民関係）
- ⑭ 嘉慶十六年十一月初七日 順天府↓典籍庁移会（琉球国貢使起程出京奏摺の処理）
- ⑮ 嘉慶十六年十二月十四日 武英殿修書処↓典籍庁移会（武英殿修書処の統琉球志略等の辦竣報告奏摺）
- ⑯ 道光二年七月 戸部↓稽察房移会（附件：六月二十八日奉硃批、福州將軍和世泰奏摺、琉球貢船貨物免稅關係、滿文なし）
- ⑰ 道光二年十二月 礼部↓典籍庁移会（附件：礼部奏摺、琉球朝貢使節到京後の供応事宜關係）
- ⑱ 道光三年九月十四日 礼部↓稽察房移会（日本人漂流民關係）《図版2》
- ⑲ 道光六年十月二十一日 礼部↓稽察房移会（琉球人漂流民關係）
- ⑳ 道光七年二月 礼部↓稽察房移会（附件：劉彬士奏摺、滿文なし）
- ㉑ 道光七年四月三〇日 礼部↓稽察房移会（琉球国漂流民關係）
- ㉒ 道光七年閏五月 戸部↓稽察房移会（附件：閏五月初八日奉硃批の福州將軍果齊斯歡奏摺、琉球貢船貨物免稅關係）
- ㉓ 道光十一年正月二十九日 礼部↓稽察房移会（朝鮮琉球暹羅使節在京時の例賞筵宴事宜關連）
- ㉔ 道光十三年正月初四日 礼部↓稽察房移会（附件：礼部奏摺、朝鮮琉球使臣保和殿筵宴の際の席次錯誤による關係者処分關係）
- ㉕ 道光十三年七月 戸部↓稽察房移会（附件：六月十三日奉硃批の福建巡撫魏元烺奏摺、琉球漂流船免稅關係）
- ㉖ 道光十三年八月 戸部↓典籍庁移会（十件分の奏摺リスト、内一件琉球貢船貨物免稅關係）
- ㉗ 道光十四年三月 戸部↓典籍庁移会（六件分の奏摺リスト、内一件琉

球貢船貨物免稅關係）

- ㉘ 道光十四年三月 戸部↓典籍庁移会（四件分の奏摺・上諭リスト、内一件琉球漂流民關係）
- ㉙ 道光十四年五月二十九日 礼部↓稽察房移会（琉球漂流民關係）
- ㉚ 道光十五年十二月 光祿寺↓稽察房移会（附件：光祿寺奏摺、琉球国貢使宴会費用等の支出要求關係）
- ㉛ 道光十七年八月 礼部↓稽察房移会（附件：烏爾恭額奏摺）
- ㉜ 道光十九年五月 戸部↓稽察房移会（附件：五月初十日奉硃批、福州將軍嵩溥奏摺、琉球漂流民關係）
- ㉝ 道光二十三年十一月 兵部↓稽察房移会（附件：十一月初五日奉硃批の浙江巡撫管通羣奏摺、日本人漂流民關係）
- ㉞ 道光二十四年八月三十日 戸部↓稽察房移会（附件：八月初七日奉硃批の福州將軍敬穆奏摺、琉球貢船貨物免稅關係）
- ㉟ 道光二十七年正月 吏部↓稽察房移会（正月二十二日奉旨、福州府知府任命および新任知府に琉球国貢使の伴送を命ず）
- ㊱ 道光三十年正月 礼部↓稽察房移会（琉球接貢船附搭の呂宋漂流民關係）
- ㊲ 咸豐元年三月 戸部↓稽察房移会（附件：三月初七日奉硃批の閩浙總督裕泰等奏摺、琉球漂流民關係）
- ㊳ 同治四年十二月 礼部↓典籍庁移会（附件：礼部奏摺、琉球国進貢關係）

以上の史料のうち、⑧の翰林院から稽察房への咨文、⑨の国史館から典籍庁への移付を除いて、全て「移会」の形式をとる。（一）内、附件としたものは、原奏・原上諭の写しを附している。咨文・移付・移会は、統統關係のない同格の官庁間においてやりとりされる平行文の一種であ

る。例えば、琉球国王と礼部・福建布政使間は咨文で文書を往復していることは『歴代寶案』においてみえる。移会は京師にある官庁で、内閣典籍庁・六科・稽察房と各部・各院・各寺・国子監の間の文書に使用される形式である。移付は官庁内部の部署間の平行文であるとされるが、国史館は翰林院に隸するとされるので、位置づけは不明である。⑧の咨文の例にみえるように、もともと密接な関係にある内閣と翰林院は文書システム上においても更に検討を要する問題である。

典籍庁は先述のように、内閣の中心事務機関である。稽察房は雍正五年に設置され、各部院の上諭執行状況を検査・督促し、皇帝に状況を報告する職務をもつ。交部議覆事件については、日に按じて記档し、各部院の移会が至るのをまつて、既決・未決に分別し、毎月一回彙奏する(月折)。軍機処が毎日内閣に発交する諭旨を稽察房に移して存儲して調査し、月末に満漢合璧奏摺にて彙奏する(彙奏諭旨)。

これらの史料群の史料の意義は添付されている奏摺の写しが、硃批奏摺や録副奏摺において失われている場合、それを補うことができることにある。

論文末に実例としてあげた文書(論文末図版1、2)は、日本人漂流民に関する乾隆年間と道光年間の移会である。後者には満文の繙譯がない。上記リストにおいても嘉慶以降は満文がない。稽察房の業務自体は次第に情性化し、形骸化していたともみられ、検証史料例が少ないために早々に結論を出すことはできないが、官僚間の現場レベルにおいては、満州語の比重低下があったことがみてとれる事例であろう。

おわりに―若干の展望

雍正期の軍機処の成立により形骸化した、と理解されがちな清朝の内閣であるが、その後も、その文書行政上の地位はまったくゆらぐことな

く、制・詔・詰・勅・上諭などの詔令文、題本・奏本・表文などの上奏文といった膨大な行政文書を中央政府機関の中核として処理した。また、清朝の内閣は多くは漢語の上奏文・命令文を満州語に繙譯し、清朝行政文書の体例を維持し続けた。

奏摺という清朝に特有の文書システムの主要処理過程、いいかえれば新しい政策課題の策定、主要政策の決定などの政治過程については軍機処が主要な役割を果たし、機関としての内閣は関与することはなくなった。ただ、人事の面においては軍機大臣の中に内閣大学士が存在しないことは無かった。また、軍機章京は内閣中書からの任命が多かった。

つまりは、制度的に評価すれば、乾隆期の軍機処と内閣の機構の完成期には文書システムにおいて非常に合理的な分業を行っていたといえるよう。同時代人の見解にもそれが見て取れる。

次に、政治的に見れば、内閣制度の導入は清初からの皇帝・満州人親貴・漢人官僚というアクターの政治的対抗関係の中に位置づけることができる。この関係の中で特に大きな歴史的な指向は、皇帝の独裁権の確立過程である。歴代の中華帝国皇帝が指向しつつもなしえなかった継続的な皇帝独裁を、清朝皇帝は過酷な闘争と、さらには不断の努力によって完成させた。現代中国につらなる「正統」の観点から見れば、清朝が中華の制度を取り入れ中華帝国としての「正統」を獲得した過程として位置づけられてきた従来の理解とも十分親和的である。近年、清朝の東アジア支配体制の理解の相対化が進み、清朝の多面的なあり方はもはや定説ともなっているが、さらに今後はその相対化、つまり中国本土支配の比重を重視していく視点も検討の余地がやはりあると考える。

最後に、中間的展望と、今後の検討課題を述べて、本稿の結びに代える。

繰り返しになるが、清初は皇帝独裁権伸張のため、漢人科挙官僚を利

用して明制の象徴でもある内閣制度を導入し、満州人親貴を牽制しつつこの制度の中にとりこんでいった。明代の内閣制との極めて大きな相違点は繙譯機関の存在であり、清中期、内閣から営々とまた膨大に生み出される満州語文書は、むしろ満州人政權たることの存在証明として政治的な機能を果たしたといえよう。このことは、内閣と密接な関係のある翰林院が、実権は失いつつも、「文」による徳治支配を維持するための政治的機能を付与され、清朝の優遇をうけたことと両輪をなすものと評価したい。

清末に至り、様々な危機がおとずれる中、闘争を経ず情性により得た、つまり努力をせずに得た皇帝独裁システムは次第に空洞化し、漢人の擡頭・地方督撫の裁量権増大、藩部の直轄化が進行していく。このようなかでは満洲語への翻訳作業はすでに行政効率の低下をまねくものであり、内閣・題本の切り捨てが行われるのは趨勢でもあった。すでにこの時期、内閣・題本の切り捨ては、中国本土支配における満洲語の切り捨てと同義であった。このいわば「漢語の勝利」⁽³⁵⁾は満州人の危機感を増大させるの十分であったであろう。辛酉政変などの政治闘争と政治的努力により皇帝に代わる存在として皇帝独裁システムを勝ち得、また満漢のバランスをとりつつ維持した西太后の死後、満州人が偏狭に主導権を得ようとしたのはその危機感のあらわれであったのではなからうか。最後の見解は展望であり、実証作業は今後の課題としたい。

〔註〕

- (1) 拙稿「清代檔案史料論序説―乾隆期の日本人漂流民送還関係軍機処録副奏摺を素材として―」『東京大学史料編纂所研究紀要』一三、二〇〇三。
(2) 宮崎市定「清朝における国語問題の一面」(『宮崎市定全集』一四所収、原一九四七)。上井恒毅「清朝内閣研究序説―大学士在職者の旗・漢の別

を中心として―」(川越泰博編『明清史論集』、国書刊行会、二〇〇四)、同「清朝殿閣大学士在職者官歴通覧(一)」『明清史研究』第一輯、二〇〇四、という二つの論考は、前者は大学士の滿漢別の在職者数の時期別動向を明らかにしたもの、後者は内閣研究の有用な工具となりうるものである。

- (3) 清代内閣についての専論は、古くは、徐一士「内閣談―記清代内閣沿革始末」(周康燮主編『清代掌故綴録』所収、原『中和月刊』一六、一九四〇)以来、趙希鼎「清代内閣制度変遷」『中国古代史論叢』一九八二年第一輯、馮元魁・程翌康「略論清朝内閣的職掌与機制」『上海師範大学学報』一九八九年、第二期、等、数は多くなく、制度の概述にとどまるものであったが、近年、高翔「也論軍機處・内閣和專制皇權」『清史研究』一九九六年第二期、同「略論清朝中央權力分配体制―对内閣・軍機處和皇權關係的再認識」『中国史研究』一九九七年第四期、同「清朝内閣制度述論」『清史論叢』二〇〇五年号、楊珍「明清皇權高度集中与強化的歷程―以明内閣・清軍機處为中心」『中国史学』九、一九九九、など従来の理解について再検討をする専論が目立ってきている。また、郭成康「18世紀的中国与世界・政治卷」(遼海出版社、一九九九)、白新良「清代中枢决策研究」(遼寧人民出版社、二〇〇二)、等、政治史を正面から扱った研究の中でも、内閣制度の成立、内閣と軍機處との關係が論じられている。しかし、いずれの論考においても註(2)前掲宮崎市定論文が参照されていないのは残念である。

- (4) 神田信夫「清代の文館について」(『清朝史論考』山川出版社、二〇〇五、所収。原一九六〇)。

- (5) 順治期の政治抗争の基本的構図については、谷井俊仁「順治時代政治史試論」『史林』七七、二、一九九四、に詳しい。

- (6) 神田信夫「清初の議政大臣について」(『清朝史論考』山川出版社、二〇〇五、所収。原一九五二)参照。また、「国家初制、章疏票擬主之内閣、軍国機要主之議政処、其特頒詔旨、由南書房・翰林院視草」管世銘(乾隆43年進士、51年軍機處章京)『鶴半棠詩集』序、参照。

- (7) 『世祖実録』卷一四四、順治十八年正月丁巳。『聖祖実録』卷三、順治

十八年六月丁酉、の内三院復活を命じた上諭に再引用される。

- (8) 裴燕生等編著『歴史文書』(中国人民大学出版社、二〇〇三) 一六五頁によれば、「折本」が十〜十二件になったとき、御門聴政が行われ、康熙年間頻度が高く、多いときには月二十回以上であった。康熙期の「折本」の割合は約四〇〇件で、全題本中の四パーセントにあたる。御門聴政は雍正期は月に三〜四回、乾隆期は月に二回、道光期には二ヶ月に一回と減少し、全折本の数量は五〇余件であった、とする。

- (9) 『康熙起居注』第三冊、康熙十八年三月初八日。

- (10) 内田直文『清代康熙年間における奏摺政治の展開』(九州大学東洋史論集) 三三、二〇五。

- (11) 黄宗義『明夷待訪録』「宰相論」。

- (12) 岸本美緒・宮嶋博史『明清と李朝の時代』中央公論社、一九九八、第七章、参照。

- (13) 单士元『清代奏事処考略』(『明清檔案論文選編』檔案出版社、一九八五) 註(8) 前掲『歴史文書』九〇〜九三頁は奏事処について詳述し、和珅がここを利用して奏摺の事前閲覧をしたことを指摘する。

- (14) 『世宗実録』卷九三、雍正八年四月丁未。

- (15) 『枢垣記略』卷二、王昶「軍機処題名記」。本稿では雍正・乾隆期を制度上連続的にとらえたが、韋慶遠「論雍正乾交替与治道同異」『史学集刊』一九九一一、に論じられるように、その統治思想の相違は存在する。

- (16) 『養古齋叢録』卷三三。程晋芳「章奏批答拳要序」(『皇朝經世文編』卷一四) は、乾隆初年で二〇〇〇件、乾隆三十年に至り六〇〇〇件になったとする。谷井俊仁「改票考」『史林』七三、五、一九九〇、によれば明代崇禎年間の題本處理数は一日平均して六十五件とする。

- (17) 『枢垣記略』卷一六〜一九、題名二五によれば、光緒元年までの満洲人軍機章京三八七名のうち、九八名(二五%)が内閣侍読・中書から任用、漢人軍機章京三六七名のうち一四五名(三九・五%)が内閣侍読・中書から任用されている。ただ、章京に定額がなく、引見も必要なかった嘉慶四年正月以前においては、漢人章京一五三名中実に一二六名(八

二・四%)が侍読・中書からの任用であった。

- (18) フィリップ・A・キューン『近世中国の靈魂泥棒』(平凡社、一九九六)の訳者谷井俊仁「訳者あとがき」参照。

- (19) 大谷敏夫『清代の政治と文化』(朋友書店、二〇〇二)、第一部・第三章、参照。

- (20) 傅宗憲「清代總理各國事務衙門与軍機処之關係」(『清制論文集』台湾商務印書館、一九七七、所収) 吳福環「總理衙門職能的擴展及其軍機処・内閣的關係」『史学月刊』一九九一、四。

- (21) 『德宗実録』卷四八六、光緒二十七年八月戊申。

- (22) 拙稿「文書行政システムの中における琉球と中国——『内閣撰擬文字』を中心に——」(『荒野泰典・濱下武志編』『琉球をめぐる日本・南海の地域間交流史』一九九八、科研報告書) は内閣中書が撰擬した詔令を編纂した『内閣撰擬文字』を紹介したもの。内閣関連文獻として『内閣漢票簽中書舍人題名』、『内閣志』、『内閣故事』、『中書典故彙紀』(いずれも清刊)等。うち『内閣漢票簽中書舍人題名』の序文では、内閣中書に任じていた官僚達の自尊の言説を見いだすことができる。

- (23) 清朝を通じて唯一の例外は、拳人出身で、同治十三(一八七四)年に東閣大学士となった左宗棠のみである。

- (24) 朱金甫「清代胥吏制度論略」『清史論叢』一九九四年号。

- (25) 『世宗実録』卷三二、雍正三年四月己卯。

- (26) 『高宗実録』卷九六、乾隆四年七月丙午。御製文集は本人に賞賜されたものであるから、奏本を用いるべきであるというのが公式解釈となる。

- (27) 『高宗実録』卷三三九、乾隆十三年十一月丙子。

- (28) 中国第一歴史檔案館編『清代琉球国王表奏文書選録』(黄山書社、一九九七)に琉球国王の奏本が多く採録されている。字数・紙数の明記など、奏本の形式に則ったものであるが、国印が押されていることが、会典の規定との相違である。

- (29) 『高宗実録』卷八七八、乾隆三十六年二月癸未。

- (30) 題本を含む清代の文書制度については、最新のものとして、註(8)前掲『歴史文書』、中国第一歴史檔案館編著『清代文書檔案図鑑』(岳麓

書社、二〇〇四)。秦国経『明清檔案学』(学苑出版社、二〇〇五)他、日本以外の論著多数。本文文書処理制度の概述はすべて以上の研究に基づく。

(31) 清代の通政使については、古鴻廷「清代之通政使司」(『清代官制研究』五南圖書出版公司、一九九九、第七章)の他、『清国行政法』第二編、第三章、第五節、第一款に若干の論評があるのみである。清代では明代において有していた政治的リソースはほとんど失っており、地方官からの題本の形式チェックをおこなうのみの機関となった。長官である通政使および次官にあたる左右通政(のち通政副使)は九卿会議に列席し、さらに冤罪を昭雪する登聞鼓庁としての職務も有していたが、いまのところその政治的機能について高く評価することはできない。

(32) 註(16)前掲、谷井「改票考」には崇禎期のその実態が描かれている。

(33) 註(8)で述べたように、「折本」の激減も、大きな論拠となる。単士魁『内閣「満票簽部本・通本式様」紹介』(『清代檔案叢談』紫禁城出版社、一九八七、所収)に紹介されているものも同様のマニュアルであろう。『部本簽式』、『通本簽式』、『各部院簽式』についての詳細な分析は稿をあらためて行いたい。

(34) 徐中舒「中央研究院歷史語言研究所藏檔案分析」(中国第一歷史檔案館編『明清檔案論文選編』所収、原一九二三)。

(35) 註(2)前掲、宮崎市定「清朝における国語問題の一面」。



図版 1 乾隆54年11月礼部から内閣稽察房への移会（中央研究院歴史語言研究所蔵）

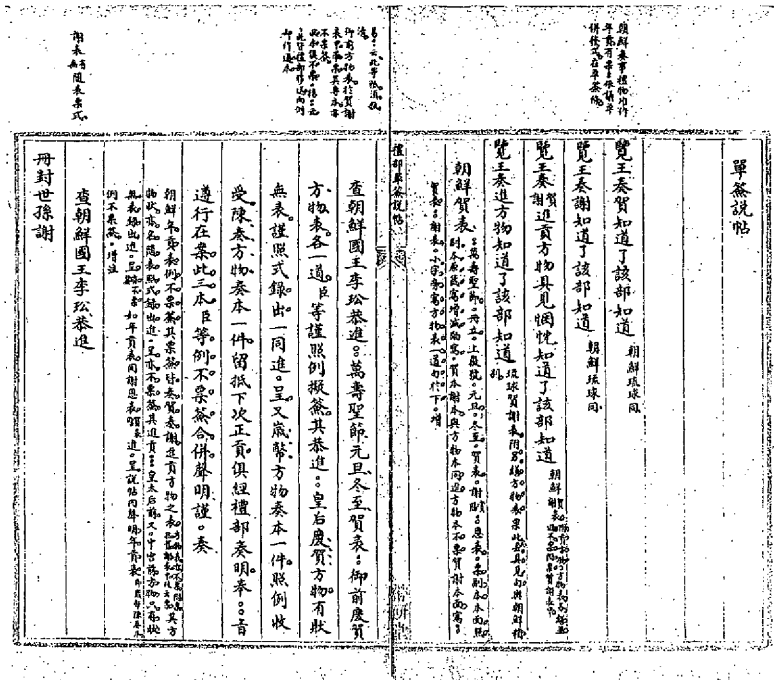


図版2 道光3年9月礼部から内閣稽察房への移会（中央研究院歴史語言研究所蔵）

賞給外藩緞疋等項
頒發外藩時憲書
頒寄使臣銀兩
朝鮮國咨送漂民請贖
漂至朝鮮照例發回本處
朝鮮補進禮物數付
朝鮮交易事宜
琉球等國准入貢
琉球國世孫向溫屢候請封到日再行照例辦理

日月金敕讀事宜
各陵建碑
議處條奏事宜
封關印信
各項准銷
陣亡賜卹
詣學儀注
庫准保題傳名
刊刻試卷

図版3 『部本簽式』（東京大学東洋文化研究所蔵）より「礼部單簽」の「依議」の項目。朝鮮交易・琉球入貢等は「依議」の單簽で処理される。



図版4 『各部院簽式』(東京大学東洋文化研究所蔵)より、「礼部單簽說帖」。朝鮮・琉球國王の上表文の処理。説帖は内閣による票議についての説明文。

